

平成22年度当初の採用計画

ポイント1 出資法人、地方独立行政法人の運営の自立化に向け、府職員派遣の引上げペース加速・引上げ規模拡大。

ポイント2 産業技術総合研究所・環境農林水産総合研究所は大学改革を踏まえ公立大学法人府立大学への統合または地方独立行政法人化を検討。

ポイント3 職員数削減△700を着実に実施するため、採用は引続き抑制。その中で、府民の生命・安全に関わる福祉・健康医療系職種を確保。

(1) 中期計画期間中の退職・採用・派遣引上・地方独立行政法人化 (概数：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
退職者数〔早期退職見込含む〕(前年度) ※1	△700	△600	△600	△1,900
出資法人・独法等への派遣引上(前年度) ※2	~290	400~650		690~940
地方独立行政法人化(年度当初) ※3	0	0~△250		0~△250
採用者数(年度当初)	160	350		510
削減数(年度当初) ※1	△250	△450		△700

※1 早期退職者を含むため、退職動向により、削減数は変動する。(後年度で調整)

※2 引上数は出資法人・地方独立行政法人(大学法人・病院機構)におけるプロパー採用など法人側の体制整備を踏まえ、調整

※3 大学法人への統合等については年内の戦略本部会議で審議予定。

組織戦略の策定

4月14日戦略本部会議資料「採用方針」 (概数：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
退職者数〔早期退職見込含む〕(前年度)	△770	△700	△600
出資法人・独法等への派遣引上(前年度)	370	200	200
地方独立行政法人化(年度当初)	0	0	0
採用者数(年度当初)	150	130	130
削減数(年度当初)	△250	△370	△270
削減数(年度当初)	△304	△320	

実績反映

4/14に示した21年度当初△250は、定期異動前の速報値。退職増等により、21年度当初は△304で確定。よって、平成22年度当初分のうち△50は前倒して削減済。

(2) 平成22年度当初採用計画(今年度に試験を実施し、来年度当初採用)

- ・社会福祉職や公衆衛生医師、保健師など府民の生命・安全に関わる職種及び任期付、障がい者の採用を優先し、実施中を除く他の職種については行わない。
- ・独法化を検討する研究職については独法化まで本府における採用は停止。

職種	今年度退職等見込	来年度当初採用数	備考
行政職	350人程度	25人程度	実施中(大卒は合格発表済、高卒・社会人は試験実施中)。4月の採用方針より5名抑制。大卒高卒と社会人の割合は1:1。
土木・建築・機械・電気・農学・環境職	150人程度	20人程度	実施済(合格発表済)。4月の採用方針より5名抑制。
福祉系職種(社会福祉・心理職等)	60人程度	45人程度	11月募集開始予定
健康医療系職種(医師・獣医師・保健師・薬学職)	80人程度	50人程度	11月募集開始予定(公衆衛生医師はすでに随時募集中)
任期付、障がい者採用等	—	20人程度	一部実施中
その他	60人程度	—	
計	700人	160人	

・退職等見込と採用数との差は、定数削減または職種振替、派遣引上者の補充等で対応

可能な限り人員抑制に努めつつも、障がい者や子どもをはじめ、府民の生命・安全に関わる福祉サービスを担う福祉専門職の最低限の人員確保は必要

<福祉専門職配置の必要性>

(1) 法令等で配置人員の任用資格が規定されている

① 相談機関

(例) 子ども家庭センター(児童相談所)・・・児童福祉司、心理職員の配置(児童福祉法)
 障がい者自立相談支援センター・・・身体障害者福祉司、心理職員の配置(身体障害者福祉法)
 知的障害者福祉司、心理職員の配置(知的障害者福祉法)

② 社会福祉施設

(例) 修徳学院・子どもライフサポートセンター・・・児童自立支援専門員等の配置(児童福祉法)
 障がい者自立センター・・・生活支援員、理学療法士等の配置(厚生労働省令)
 砂川厚生福祉センター・・・生活支援員、心理職の配置(厚生労働省令)
 その他、365日24時間の支援体制として、夜勤・宿日直勤務体制の確保が必要。

(2) 府が担うべき役割が一層、高度専門化してきている

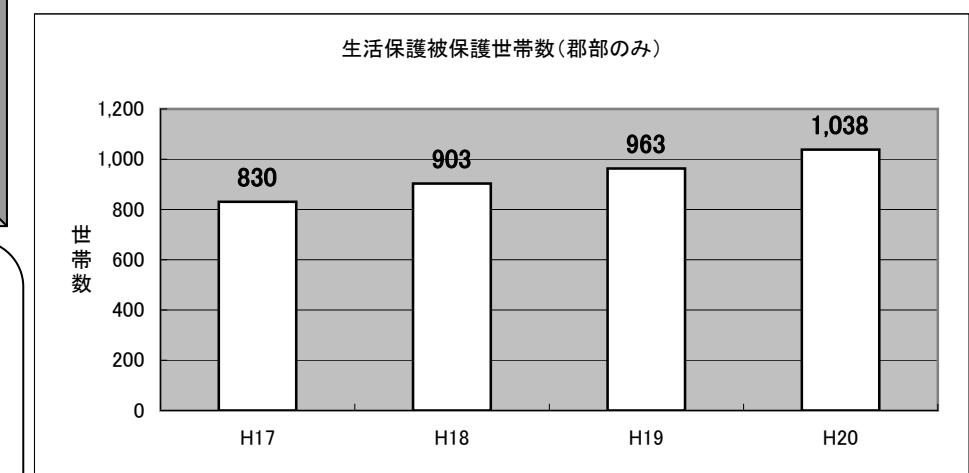
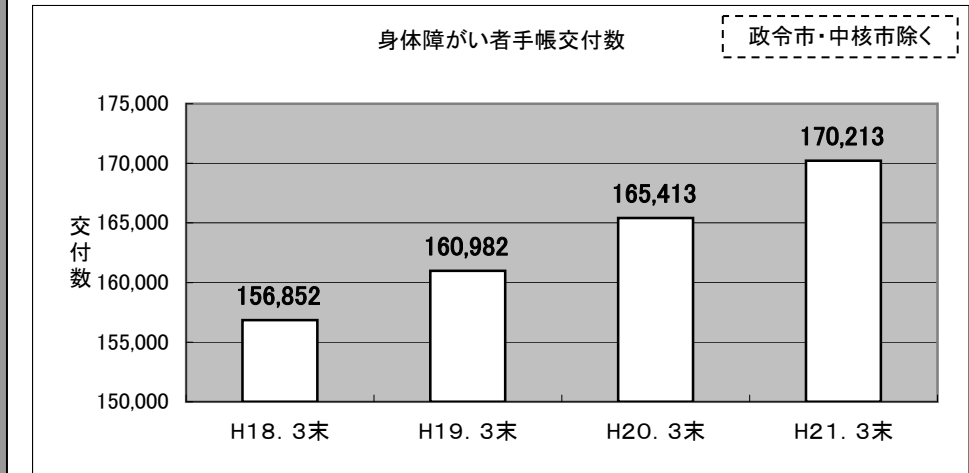
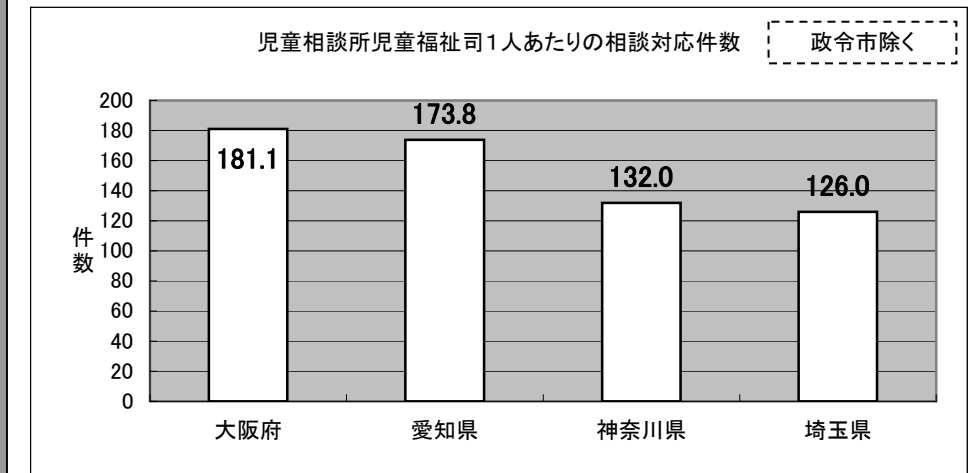
⇒ 福祉専門職に求められている技能・機能はより高度専門化

① 相談(対応・判定)内容の複雑・多様・困難化

児童虐待事案をはじめ子どもの保護をめぐる保護者への対応や判定の難しい子どもへの対応など、複雑・多様・困難化
 → 児童虐待、不登校・ひきこもり、発達障がい、DV被害、生活保護世帯の増加など

② 施設(入所)支援の高度専門化

府は、市町村や民間との役割分担を踏まえ、対応が困難な対象者への支援に特化し、施設(入所)支援はより高度専門化
 → 高次脳機能障がい(障がい者自立センター)
 強度行動障がい、社会関係障がい(砂川厚生福祉センター)
 不登校・ひきこもり等(子どもライフサポートセンター)



福祉専門職とは・・・社会福祉職、心理職、児童自立支援専門員等

社会福祉職 ⇒ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格を有する者を採用。主に相談や施設業務に従事。

心理職 ⇒ 心理学を専修する学部等を卒業した者を採用。主に心理判定に従事。

児童自立支援専門員 ⇒ 児童自立支援専門員養成所を卒業した者等を採用。主に児童自立支援施設(修徳学院・子どもライフサポートセンター)業務に従事。

健康医療専門職の人材確保について

～府民のいのちを守るために～

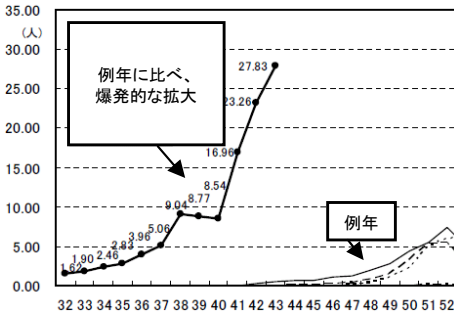
保健所の役割 ○専門的・広域的・技術的な保健サービスの提供 ○市町村への技術的助言等の支援 ○地域における健康危機管理拠点としての機能 等

ニーズの高まり

新型インフルエンザ等の健康危機事象

新型インフルエンザ等健康危機事象の発生リスクの高まり

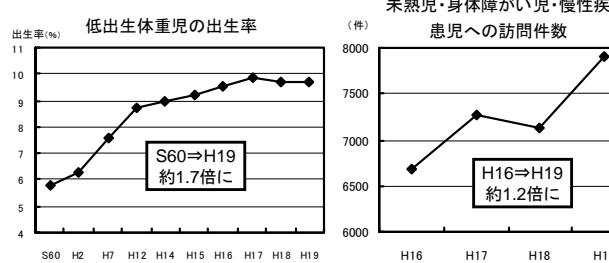
インフルエンザ患者発生グラフ(定点当たりの患者数)



- ・新型インフルエンザ、O157など、感染力の強い感染症の出現
- ・大規模食中毒や水質汚染など広域的に健康被害が発生
- ・炭そ菌などバイオテロのおそれ

母子保健(未熟児等)

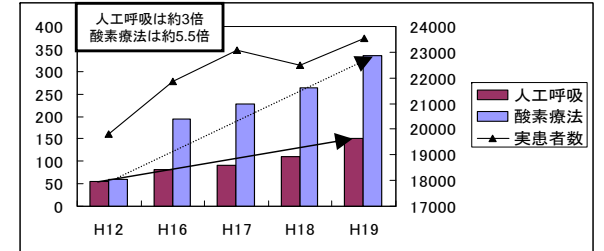
低出生体重児の出生率の増加 未熟児等の訪問件数の増加



難病

重症化しやすい・介護が必要な在宅高度医療ケア対象者の増加

府保健所が支援する在宅高度医療患者数の推移



医療の進歩により多くの患者の命が救われるようになり、高度医療やケアを必要としながら地域で生活する患者が増加

保健所の役割

保健所に求められる健康危機管理機能

- 健康危機の未然防止
- 危機時における迅速かつ的確な対応
 - ・被害者、感染者への対応
 - ・医療サービスの確保
 - ・二次被害・感染の防止
 - ・健康調査の実施、消毒・除染の指示
 - ・住民への情報提供、相談 等
- 被害の回復
 - ・飲料水、食品等の安全確認
 - ・心のケア

●危機時においては、平時よりも迅速かつ正確な対応が求められる

市町村との役割分担⇒保健所は未熟児等の在宅高度医療児への支援に専門特化

○3歳児検診等、住民に身近なサービスは市町村へ
⇒未熟児・身体障がい児・小児慢性疾患児など、専門的サービスを保健所の役割として特化(訪問相談件数)

	H16年度	⇒	H19年度
・未熟児	4,223件		4,868件
・身体障がい児	1,850件		1,978件
・小児慢性疾患児	604件		1,054件
合計	6,677件		7,900件

- 専門的支援が必要な未熟児・身体障がい児・慢性疾患児等への対応が増加
- 未熟児等の生命に影響を及ぼすため、適切なケアコーディネーターが求められる

在宅難病患者支援の取り組み

○医療機関等と連携しながら難病患者とその家族への訪問指導をすることにより療養生活を支援

・地域医療機関・訪問看護ステーション・社会福祉施設等とのネットワークづくりとケアコーディネーター

・在宅療養支援ネットワークの構築

○特定疾患治療研究事業の対象疾患数が今秋から11疾患増え、45⇒56疾患へ

(難病患者への訪問指導件数)
H16年度 6,996件 ⇒ 19年度 7,724件

- 患者の生命に影響を及ぼすため、適切なコーディネーターをすることが求められる